区と自主防災組織が締結する要援護者情報の提供に関する協定

港北区(以下、「区」という。)と港北区〇〇地区〇〇自治会(以下、「自主防災組織」という。)とは、横浜市震災対策条例(以下、「条例」という。)第 12 条第2項から第4項の規定による災害時要援護者(以下、「要援護者」という。)の個人情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区が自主防災組織に要援護者の個人情報を提供するにあたり、 条例施行規則第7条に規定する必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織における組織決定)

第2条 自主防災組織は、自らが構成する地域内の要援護者を災害時に支援するため、条例第12条第1項に規定する平素から支え合いの取組(以下、「取組」という。) を行うことを、あらかじめ組織決定しているものとする。

(取組を行う区域)

第3条 自主防災組織が、取組の対象とする地域の範囲は、別表に示す区域とする。 また、区域に変更が生じたときには、第4号様式により速やかに区長に届け出るもの とする。

(提供する個人情報の内容)

- 第4条 区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第4条に定める 要援護者のうち、別表の区域内に居住する者の個人情報とする。ただし、自主防災 組織に対する個人情報を提供することについて本人(本人の意思表示が困難な場 合には、その家族。)が拒否をした場合は、この限りでない。
- 2 区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第5条に定める項目とする。

(個人情報の提供)

- 第5条 区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第8条の規定により、紙に印字された文書の形式で提供する。
- 2 区は、この協定が締結されている間、年1回、自主防災組織に対して情報を提供する。なお、2回目以降の提供については、前回に提供した名簿(情報)を区に返却し、新しい名簿(情報)を提供するものとする。

(個人情報の利用及び閲覧の制限)

- 第6条 自主防災組織は、区から提供された個人情報を、取組以外の目的に利用して はならない。また、区の許可を得ずに、これを複写もしくは第三者に提供してはなら ない。
- 2 自主防災組織は、条例施行規則第7条第2項の規定より、区から提供された個人情報を管理する者(以下、「情報管理者」という。)及び個人情報を取り扱う者(以下、「情報取扱者」という。)を、第1号様式及び第2号様式により区長に届け出なければならない。また、情報管理者、情報取扱者に変更が生じたときには、速やかに第1号様式若しくは第2号様式により区長に届け出なければならない。

(情報管理者及び情報取扱者の守秘義務に係る誓約及び研修の実施)

- 第7条 情報管理者及び情報取扱者には、災害対策基本法第49条の13に規定する 秘密保持義務が生じ、正当な理由がなく、取組を行う中で要援護者に関して知り得 た秘密を漏らしてはならない。また、情報管理者及び情報取扱者でなくなった者に ついても、同様とする。
- 2 自主防災組織は、条例施行規則第9条に定める研修について、情報管理者及び 情報取扱者全員に対し、区の協力を得て年1回以上実施し、研修受講報告書を区 長に提出しなければならない。

(個人情報の保管方法の届出及び返却)

- 第8条 自主防災組織は、区から提供された個人情報の保管について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 自主防災組織は、区から要援護者情報の提供を受ける以前に、保管方法等について別に定め、第3号様式により区長に届け出るものとする。また、届出内容に変更が生じたときには、第4号様式により速やかに区長に届け出るものとする。
- 3 個人情報の漏えい等を防止するため、自主防災組織は、区から提供された文書の内容を、原則としてパーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。ただし、自主防災組織において情報更新や検索等の必要がある場合には、あらかじめ区と協議する。
- 4 自主防災組織は、区から提供された個人情報について、取組の進行状況により、保持の必要がなくなったときには、速やかに区に対し提供された情報を返却するものとする。
- 5 自主防災組織は、区から、個人情報の保管状況について確認したい旨の通知が あった場合には、これに協力しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 自主防災組織は、条例施行規則第 10 条の規定により、区から提供された個人情報について、その漏えい、滅失、毀損若しくは及び改ざんが生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに区長に報告し、指示に従うものとする。

(協定を解除する事由その他)

- 第10条 区は、自主防災組織に提供した個人情報について、明らかに自主防災組織 の責に帰すべき理由による漏えい等があったときには、この協定を解除することがで きる。
- 2 その他、この協定に定めのないこと、あるいは協定内容に疑義等が生じた場合には、自主防災組織と区が協議して定める。

平成○○年○○月○○日

自主防災組織 港北区〇〇地区〇〇自治会

会長

印

区 横浜市港北区長

印

(別表)

自主防災組織が、取組の対象とする地域の範囲は、次の区域とする。

港北区△△町○~○

△△東○丁目○~○

○丁目○~○